

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく各保護申請却下処分に係る各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件各審査請求は、いずれも棄却すべきである。

### 第2 各審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、平成28年12月20日付けで行った各保護申請却下処分（内訳別紙のとおり。以下、別紙の各処分について番号順に「本件処分1ないし4」といい、併せて「本件各処分」という。）について、それぞれの取消しを求めるというものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件各処分はいずれも違法又は不当である旨を主張している。

本件各申請における各講習受講や書籍購入等に係るそれぞれの費用は、いずれも請求人の能力を活かした就職又は日常生活のために不可欠なものであり、憲法25条及び法が定める、被保護者の自立の目的に必要なものである。

### 第4 審理員意見書の結論

本件各審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、いずれも棄却すべきである。

## 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年5月16日	諮問
平成29年6月19日	審議（第10回第4部会）
平成29年7月25日	審議（第11回第4部会）
平成29年8月21日	審議（第12回第4部会）

## 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令等の定め

(1) 法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとし、法11条1項は、保護の種類として1号で「生活扶助」を、7号で「生業扶助」を挙げている。

(2) 法12条は、次のとおり定められている。

「生活扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

- 一 衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの
- 二 移送」

(3) 法17条は、次のとおり定められている。

「生業扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することので

きない者又はそのおそれのある者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。但し、これによつて、その者の収入を増加させ、又はその自立を助長することのできる見込のある場合に限る。

- 一 生業に必要な資金、器具又は資料
- 二 生業に必要な技能の修得
- 三 就労のために必要なもの」

なお、厚生労働大臣が定めた法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号。以下「厚生省告示」という。）によれば、同条1号に該当するものを生業費、2号に該当するものを技能修得費、3号に該当するものを就職支度費とされている（別表第7・1）。

(4) 同じく厚生省告示によれば、生業扶助基準としての生業費の基準額は46,000円以内、技能修得費（高等学校等修学費を除く）の基準額は78,000円以内、就職支度費の基準額は30,000円以内とされている（別表第7・1）。

(5)ア 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）によれば、家具什器費については、保護開始時において、最低生活に直接必要な家具什器の持合せがないと認められるときは、27,800円の範囲内において、家具什器（暖房器具を除く）を支給して差し支えないとされている（第7・2・(6)・ア）。

なお、局長通知は、地方自治法245条の9第1項及び第3項の規定に基づく法定受託事務に係る処理基準である。

イ また、生業費については、専ら生計の維持を目的として営まれることを建前とする小規模の事業を営むために必要な資金又は生業を行うために必要な器具若しくは資料を必要とする

被保護者に対し、その必要とする実態を調査確認のうえ、基準額の範囲内における必要最小限度の額を計上するものとされている（局長通知第7・8・(1)・ア）。

ウ　そして、技能修得費については、生計の維持に役立つ生業に就くために必要な技能を修得する経費を必要とする被保護者に対し、その必要とする実態を調査確認のうえ、基準額の範囲内における必要最小限度の額を計上するものとされている（局長通知第7・8・(2)・ア・(ア)）。

エ　なお、技能修得費として認められるものは、技能修得のために直接必要な授業料（月謝）、教科書・教材費及び当該技能修得を受ける者全員が義務的に課せられる費用等の経費並びに資格検定等に要する費用等の経費であるとされている（局長通知第7・8・(2)・ア・(ウ)）。

(6) 「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問7-130（答）によれば、生業費は、利潤の獲得のみを目的として行われる企業に対して適用するものではなく、生計維持を目的とする小規模事業に対して適用されるものであって、食料品店、文化品店、飲食店等の小規模事業を営むに必要な設備資金、運転資金を対象とするものとされている。

(7) そして、法17条の「二 生業に必要な技能の修得」とは、「生計の維持に役立つ生業に就くために必要な技術、例えば、ミシン、タイプ、時計修理等の技術を修得させることである。」とされ、また、「三 就労のために必要なもの」とは、授産施設を利用させての就労のほか、就労のために必要な交通費、被服費、履物の購入費等が含まれるとされている（小山進次郎「改訂増補生活保護法の解釈と運用」276頁参照）。

## 2 本件各処分について

(1) 本件処分1について

処分庁は、平成28年11月25日、請求人から、就職活動に使用しているパソコン用のパソコンソフト及びプリンターインクについて、「生業扶助 生業費支給申請書」が提出されたが（本件申請1）、請求人が小規模の事業を営んでいなかったことから、同申請に係る経費については、生業費としては計上できないこと、また、就職活動に要する備品、消耗品としても認めることはできないことから、本件申請1については、生業費及び技能修得費として認められないとして、これを拒否したものと認められる。

本件処分1については、請求人が小規模事業を営んでいないことが明らかであるから、生業費には当たらない。なお、就職活動に要する備品、消耗品に当たらないことも処分庁の指摘のとおりであるから、技能修得費にも当たらない。

(2) 本件処分2について

処分庁は、平成28年11月25日、請求人から、就職活動のための各参考書籍及びプリンター用紙について、「生業扶助 生業費支給申請書」が提出されたが（本件申請2）、本件処分1とほぼ同一の理由により、本件申請2については、生業費及び技能修得費として認められないとして、これを拒否したものと認められる。

本件処分2については、請求人が小規模事業を営んでいないことが明らかであるから、生業費には当たらない。なお、就職活動に要する備品、消耗品に当たらないことも処分庁の指摘のとおりであるから、技能修得費にも当たらない。

(3) 本件処分3について

処分庁は、平成28年11月25日、請求人から、中国語検定2級並びにドイツ語検定2級の各資格習得に伴うWeb講座受講料、書籍、スクーリング、交通費及び受験費用等について、「生

業扶助「技能修得費支給申請書」が提出されたが(本件申請3)、これらの新たな資格を取得できなければ、就職活動ができないという合理的な理由が見当たらないなどの理由により、本件申請3については、技能修得費として認められないとして、これを拒否したものと認められる。

本件処分3については、中国語検定2級やドイツ語検定2級等の新たな資格を取得できなければ、就職活動ができないという合理的な理由が見当たらず、上記(1・(5)・ウ)の要件に該当しないと考えられるため、技能修得費としては認めることはできない。

(4) 本件処分4について

処分庁は、平成28年12月2日、請求人から、クローゼットが壊れたため、新たに必要であるとして、その購入費用について、「家具什器費支給申請書」が提出されたが(本件申請4)、請求人が保護開始時に請求人方にあったクローゼットを使用していたことを処分庁職員が確認しているため、生活扶助としての家具什器費の支給要件に該当しないとして、これを拒否したものと認められる。

本件処分4については、保護開始時に、請求人方に使用中のクローゼットがあったことを処分庁職員が確認していることから、生活扶助としての家具什器費としては認めることはできない。

(5) 以上のことから、本件各処分は、いずれも上記1の法令等に則り適法になされたものと認められ、したがって、本件各処分に、違法又は不当な点は認められない。

3 請求人は、本件各申請において必要とされている各資格習得のためのWeb講座受講や書籍等の購入は、いずれも請求人の能力を活かした就職又は日常生活のために不可欠なものであり、憲法25条及び法が定める、被保護者の自立の目的に必要なものであ

るとして、本件各処分の違法、不当を主張する（第3）。

しかし、法4条は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る能力等を、その最低生活の維持のために活用することを要件としており、この要件については「保護開始申請者が稼働能力を有し、その具体的な稼働能力を前提として、その能力を活用する意思があり、かつ実際にその稼働能力を活用する就労の場を得ることができるか否かにより判断されるべきである。」とされている（平成9年8月8日名古屋高等裁判所判決・判例時報1653号71頁参照）ほか、問答集11-3（答）では「稼働の能力があり、その機会があるにもかかわらず、その者の能力の範囲内で紹介された職業に就くことをあえて忌避する者については、生活保護法による最低生活の保障が及ばないとしても憲法上問題はない」とし、さらに、同11-8（答）では「最低限度の生活が維持困難となった場合には、自己の学歴等を問うことなく現時点における労働市場の中で自己の能力に相応した職が通常である」とした上で、「保護の実施機関は本人の学歴等に相応する職を保障しなければならない公的義務はどこにもない」としている。

そして、請求人は、〇〇歳であって、英語についてTOEICが930点、TOEFLが91点と相当レベルにあると認められるところ、マーケティングのスキルを活かせる企業、業種への就職を目指すために、ドイツ語検定2級、中国語検定2級を取得したいとして、そのためのWeb講座の受講料のほか、パソコンソフト、プリンターインク、プリンター用紙及び就職活動のための各種参考書籍等がそれぞれ必要であるとしているが、請求人の有する英語の能力を活用することにより、最低限度の生活を維持するための就職が困難な状況にあるとまでは認められず、また、最近の雇用情勢からみても、請求人については、職業安定所等を通じての就職が困難であるとまでは認められない。

また、保護開始に際して、処分庁職員が請求人宅において、クローゼットの保有及び使用を確認していることが認められる。

そうすると、処分庁が、上記のことから、本件各申請についてはいずれも認められないとしてした本件各処分について、違法、不当なものとする認めすることはできない。

したがって、これらの点に関する請求人の主張はいずれも理由がない。

#### 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件各処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美

別紙 (略)